

上海市揮発性有機化合物（VOC）汚染排出費徴収試行規則

国務院「大気汚染防止行動計画」を徹底的に実行し、さらに汚染排出費徴収の価格のテコとしての役割を發揮し、汚染防止対策と環境保護を促進するため、財政部、国家發展改革委員会と環境保護部が配布する「揮発性有機化合物（VOC）汚染排出費徴収試行規則」（財税〔2015〕71号）と「石油化学工業・包装印刷などの試行業種のVOC汚染排出費徴収基準の作成などに関する通知」（发改価格〔2015〕2185号）などの文書の規定に基づき、市發展改革委員会（市物価局）、市財政局、市環境保護局は本市のVOC汚染排出費徴収試行規則を制定した。関連情況は次の通り。

一、全般的考慮

国の要求に基づき、本市大気汚染防止対策の情勢と要求、工業VOC整備計画の手配および関連企業が受け入れられるかどうかなどの要素を総合的に考えてみて、「徴収基準は徴収開始当初は低く抑えるが後に引き上げ、徴収開始時期をずらし、次第に重点業種を全面的にカバーしていく」という基本的考え方にに基づき、政策面のシグナルと予想を明確化し、汚染排出費徴収のテコとしての調節的な役割を十分に發揮し、企業で発生源における排出削減、末端処理の推進を加速し、VOC汚染排出量を大いに低減させ、汚染防止対策と構造調整に対する汚染排出費徴収の促進的な役割を適切に果たし、関連業種の技術革新と製品のアップグレードを促進する。

二、試行業種の範囲と段階的区分

国の規定に基づき、本市の実情と結び付けて、本市のVOC汚染排出費徴収試行業種は合わせて石油化学工業、船舶製造、自動車製造、包装印刷、家具製造、電子など12の大分類の中の71の小・中分類の業種を含み、VOCを排出する本市の重点工業業種をほぼカバーした。各業種の汚染排出量に占める比率および関連基準・規範に基づき、プロセスを策定し、三つの段階に分かれる。第1段階（2015年10月1日より）国の試行業種を踏まえて、塗料・インキ生産、自動車製造、船舶製造などをVOC汚染排出費徴収試行業種として追加し、合計5つの大分類、13の小・中分類の業種に及ぶ。第2段階（2016年7月1日より）工業塗装、工業用塗布などの業種を追加し、併せて7つの大分類、53の小・中分類の業種に及ぶ。第3段階（2017年1月1日より）家具製造、医薬品製造、電子、ゴム・プラスチックと木材加工などの業種を追加し、併せて12の大分類、71の小・中分類の業種に及び、本市のVOC汚染排出重点業種をほぼカバーした。

三、VOC汚染排出費徴収基準

本市の大気汚染防止対策の情勢と要求、VOC汚染による環境破壊、汚染防止対策のコスト及び経済・社会の發展レベルや企業が受け入れられるかどうかなどの要素を総合的に考えてみて、本市のVOC汚染排出費徴収基準を3つのステップに分けて次第に汚染防止対策コストのレベルまでに引き上げる。費用徴収基準は2015年10月1日から（第1段階）10元/kg、2016年7月1日から（第2段階）15元/kg、2017年1月1日から（第3段階）20元/kgとする。

四、差別化費用徴収政策を実施し、賞罰メカニズムを構築する

汚染防止対策のプロセスを加速し、高水準の汚染防止対策を奨励するため、汚染排出者の汚染防止対策の状況および排出量に基づき、差別化汚染排出費用徴収政策を実施する。本市の工業 VOC 汚染防止対策の要求に基づき廃ガス防止対策を完了し、排出濃度が排出基準の 50%以下であり、かつ同年内に環境汚染により環境保護当局の処罰を受けていないものに対し、徴収基準の 50%で排出費用を徴収する。汚染防止対策の要求に基づき廃ガス防止対策を完了しないもしくは廃ガス処理施設が正常に運転せず、または VOC 排出量が基準を超過したなどの環境汚染行為に該当する場合は、徴収基準の 2 倍で汚染排出費用を徴収する。立ち遅れた生産能力を廃棄し、産業構造の調整を推進するため、国と本市の制限類・淘汰類リストに盛り込まれた関連企業（技術、設備、製品など）に対しては差別化費用徴収を実施し、本市で講じられた電気価格差別化政策と力を合わせる。そのうち、淘汰類に指定された関連企業に対しては徴収基準の 2 倍で汚染排出費を徴収し、制限類に指定された関連企業に対しては徴収基準の 1.5 倍で汚染排出費を徴収する。

今回の VOC 汚染排出費徴収試行作業を通じて、関連企業が本市の VOC 汚染削減計画と排出基準に基づき、汚染防止・改造の推進を加速することができる。2017 年末までに、本市の工業 VOC 排出総量を 50%以上低減させることができることが見込まれ、本市の大気環境質のさらなる改善にプラスとなる。要求に基づき汚染防止対策を徹底的に実行し、運転管理を強化する先駆企業に対しては、排出量の低減と基準達成後の費用半減政策によりもたらされる二重収益を総合的に考慮して、その費用納付額の増加はわずかである。汚染防止措置を取らず、併せて排出基準を超えた行為がある企業に対して相当の懲罰と警戒感を与えることになる。

本市の汚染排出費用は「収支 2 本線」を実施し、徴収された汚染排出費は要求に基づき、すべて国庫に納入され、財政一般公共予算管理に組み入れられ、国の関連規定に基づきすべて本市の環境汚染防止対策に関わる事業に使用する。

別添

「上海市揮発性有機化合物（VOC）汚染排出費徴収試行規則」及び試行業種状況表

上海市揮発性有機化合物（VOC）汚染排出費徴収試行規則

第一条 本市の大気環境質を改善し、汚染排出費用徴収が汚染防止対策と構造調整における促進的役割を十分に発揮し、揮発性有機化合物（以下 VOC と略称）の排出を削減し、技術進歩と産業のグレードアップを促進するため、「中華人民共和国大気汚染防止法」、「汚染排出費徴収使用管理条例」、「大気汚染防止行動計画配布に関する国务院通知」（国発〔2013〕37 号）、「『VOC 汚染排出費徴収試行規則』配付に関する通知」（財税〔2015〕71 号）、「石油化学工業及び包装印刷など試行業種の VOC 汚染排出費徴収基準などの制定に関する通知」发改価格〔2015〕2185 号）などの規定に基づき、本市の状況と結び付けて、本規則を制定する。

第二条 本市行政区域における試行業種の重点排出企業の VOC 汚染排出費の徴収、使用、管理は本規則を適用する。試行業種の範囲については別添を参照。

第三条 本規則にいう VOC とは特定条件下で揮発性を有する有機化合物の総称である。主に非メタン炭化水素（パラフィン系列、オレフィン系列、アセチレン系列、芳香族炭化水素）、有機酸素化合物（アルデヒド、ケトン、アルコール、エーテルなど）、ハロゲン化炭化水素、有機窒素化合物、有機硫黄化合物などである。

第四条 直接大気に VOC を排出する試行業種企業（以下排出者と略称）は VOC 汚染排出費を納付しなければならない。

第五条 全ての排出口から排出される VOC について VOC 汚染排出費を徴収し、前 3 項の汚染排出費徴収制限を受けない。

第六条 VOC 汚染排出費は排出者の VOC 排出量で計算して徴収する。VOC 中のベンゼン、トルエン、キシレンなどの汚染物質に対しすでに汚染排出費を徴収した場合、その排出量を VOC 排出量から控除しなければならない。VOC 排出量に関する計算方法は市環境保護局が国の関連規定に基づき、本市の実情と結び付けて別に作成、公布する。

第七条 2015 年 10 月 1 日から、本市の VOC 汚染排出費用徴収基準は 10 元/kg とする。2016 年 7 月 1 日から、15 元/kg、2017 年 1 月 1 日から、20 元/kg に引き上げる。

第八条 排出者の VOC 汚染コントロール措置の状況に基づき、差別化汚染排出費用徴収を実施する。要求に基づき汚染防止対策・改造を完了し、排出濃度が本市の排出基準の 50%、かつ同年内に環境保護部門の関連処罰を受けていない者に対し、徴収基準の半減で排出費用を徴収する。発生源で汚染防止対策を実施しないもしくは廃ガス処理施設を取り付けないまたは処理施設が正常に運転しないもしくは VOC 排出量が基準を超過したなどの環境汚染行為に該当する場合、徴収基準の 2 倍で汚染排出費用を徴収する。本市の制限類・淘汰類リストに盛り込まれた排出者に対しては差別化費用徴収を実施する。そのうち、淘汰類に指定された装置に対し徴収基準の 2 倍で汚染排出費を徴収し、制限類に指定された装置に対し徴収基準の 1.5 倍で汚染排出費を計算して徴収する。

第九条 VOC 汚染排出費は市・区・県の環境保護主管官庁が発生源管理権限に基づき段階別徴収し、そして発生源に対する監視管理権限の変化状況に基づき動態調整を行う。

第十条 排出者は定められた期限内に管理権限に基づき、市・区・県の環境保護主管官庁に「試行業種 VOC 排出申告登記表」を提出し、VOC 排出の濃度、排出量などに関する書類を申告しなければならない。

第十一条 排出者は提出書類の真実性、有効性、完全性を保証しなければならない。

第十二条 市・区・県の環境保護主管官庁は排出者が提出した申告書類を審査しなければならない。申告書類に不備があるときは、排出者に期限を定めて追加提出させなければならない。

第十三条 市・区・県の環境保護主管官庁は VOC 排出量と VOC 汚染排出費徴収基準

に基づき、排出者が納付すべき汚染排出費の金額を査定し、併せて公告する。

第十四条 排出者は本市の関連要求に基づき、VOC 排出量オンライン監視施設を設置しなければならない。市・区環境保護部門は排出者の自動監視設備の運転管理に対する監視管理を強化し、優先的に自動監視データを利用して汚染排出費を査定する。

第十五条 市・区・県の環境保護主管官庁は定期的に排出者に対して申告内容の抜き取り検査と特別検査を行わなければならない。排出者の申告に虚偽や汚染排出費の過小納付を発見したときは、汚染排出費を追徴し、併せて「汚染排出費の徴収・使用に関する管理条例」の関係規定に基づき処罰しなければならない。市・区・県の環境保護主管官庁は能力ある第三者機関に排出者が提出した申告書類及び実際の排出状況を技術面から審査させることができる。

第十六条 市・区・県の環境保護主管官庁は定期的に社会に対して管轄地の排出者が納付すべき VOC 汚染排出費の額、VOC 汚染排出費の実納付額および VOC 汚染排出費の未納額を公布しなければならない。

第十七条 国と本市の「汚染排出費の徴収・使用に関する管理条例」に基づき、市・区・県の環境保護主管官庁が徴収した VOC 汚染排出費は、その全額を国庫に上納し、一般公共予算管理に納入しなければならない。

第十八条 VOC 汚染排出費の具体的な徴収、国庫納付、使用管理、違反処罰などは現行の汚染排出費に関する規定を適用する。

第十九条 本規則は財政局、市発展改革委員会、市環境保護局が各自の職責によって解釈する。

第二十条 本規則は 2015 年 10 月 1 日から施行する。

別添 上海市VOC汚染排出費徴収試行業種の範囲表（第1段階）

試行業種	業種類別		説明
	コード	類別名称	
石油化学工業	C2511	石油加工及び石油製品	天然の原油、人工原油の中から液体もしくはガス燃料及び石油製品を精製する生産過程を指す
	C2614	有機化学原料製造	石油留分、天然ガスなどを原料とし、有機化学製品を生産する工業を指す
	C2651	初級形態プラスチック及び合成樹脂製造	一般用プラスチック、エンプラ、機能高分子プラスチックの製造を含む
	C2652	合成ゴム製造	人造ゴムもしくは合成ゴム及び高分子弾性体に関する生産過程を指す
	C2653	合成繊維単体・重合体製造	石油、天然ガス、石炭などを主な原料とし、有機合成法で合成繊維単体もしくは重合体を製造する生産過程を指す

	G5990	倉庫業	ガソリン、ディーゼル・オイルなどを含む揮発性有機液体化学品の貯蔵過程を指す
包装印刷	C2319	包装・装飾及びその他の印刷	商品の属性・形態に基づき、包装資材を採用し、商品包装の造型・構造芸術と図案文字の設計を通じて商品を飾り付け、美化する印刷及びその他の印刷作業を指す
塗料インキ	C2641*	塗料製造	天然樹脂もしくは合成樹脂に顔料・溶剤・補助材を加え、加工後にクラッド材を製造する生産過程を指す
	C2642*	インキ及び類似製品の製造	顔料、接合剤（植物油、鉱物油、樹脂、溶剤）と充填材の混合、研磨を通じて調合され、印刷に使用する有色ラバーセメント（ゴム糊）及びコンピュータプリント、複写機のインキに用いる生産過程を指す
船舶工業	C3731*	金属船舶製造	鋼質、アルミ質などの各種金属を主材とし、民間または軍事部門のために遠洋、近海もしくは内陸河川輸送金属船舶を建造することを指す
	C3735*	船舶の改装・撤去	
自動車製造	C3610*	自動車・完成車の製造	動力装置によって駆動され、4つ以上の車輪を有し、レールがなく、電線を架設する必要のない車両を指す。主に人員または貨物の輸送、人員・貨物の牽引に用いる車両の製造、また自動車エンジンの製造を含む
	C3620*	改装自動車の製造	自動車シャシーの外注を通じて各類自動車を改装するための製造を指す

*を付ける業種は本市が追加した試行業種。

上海市 VOC 汚染排出費徴収試行業種の範囲表（第2段階 追加業種）		
試行業種	業種類別	
	コード	類別名称
石油化学工業	C2520	コークス製造
	C1511	アルコール製造
	C2619	その他の基礎化学品原料製造
	C2664	染料製造
	C2645	密閉用充填材及び類似製品の製造
	C2659	その他の人造材料製造
	C266	専用化学品製造
	C268	日用化学品製造
自動車製造	C363	低速トラック製造
	C364	電車製造
	C365	自動車車体・トレーラー製造
	C366	自動車の部品及び付属品製造

工業塗装（主に設備製造、機械製造などの業種に及ぶ）	C242	楽器製造
	C331	構造的金属製品製造
	C333	コンテナ及び金属製パッケージ製造
	C336	金属の表面処理及び熱処理加工
	C341	ボイラー及びモーター設備の製造
	C342	金属加工機械製造
	C343	資材運搬設備製造
	C344	ポンプ、バルブ、コンプレッサー及び類似する機械製造
	C346	ストーブ、ファン、秤量装置、包装などの設備製造
	C351	採鉱・冶金・建築用設備製造
	C352	化学工業・材木・非金属加工用設備製造
	C354	印刷・製薬・日用化学品及び日用品生産用設備製造
	C357	農業・林業・畜牧業・漁業用機械製造
	C371	鉄道輸送設備製造
	C372	都市軌道交通設備製造
	C374	航空機・宇宙船及び設備製造
	C375	オートバイ製造
	C376	自転車製造
	C381	モーター製造
	C382	送配電及び制御設備製造
C383	電線・ケーブル・光ケーブル・電気工事用機材製造	
C385	家庭用電力機器製造	
C386	非電力家庭用機器製造	
C434	鉄道、船舶、航空・宇宙などの運輸設備の修理	
工業塗布	C292	プラスチック製品業
	C277	衛生材料及び医薬用品製造
印刷	C2319	書籍・新聞・雑誌の印刷
上海市 VOC 汚染排出費徴収試行業種の範囲表（第 3 段階の追加業種）		
試行業種	業種類別	
	コード	類別名称
石油化学工業	C281	セルロース系繊維原料及び繊維製造
	C282	合成繊維製造
	C306	ガラス繊維及びガラス繊維強化プラスチック製品の製造
	C263	農薬製造
医薬製造	C271	化学薬品・原薬製造
	C272	化学薬品調合剤製造
	C275	動物用薬品製造
	C276	生物薬品製造

家具製造	C211	木製家具製造
	C212	竹・藤家具製造
	C213	金属家具製造
	C214	プラスチック家具製造
	C219	その他の家具製造
電子製品	C396	電子デバイス製造
	C397	電子部品製造
ゴム製品	C291	ゴム製品業
木材加工	C201	木材加工
	C202	人造繊維板加工
	C203	木製品加工

出典 : <http://www.envir.gov.cn/info/2015/12/1221029.htm>

<http://www.asiaccoat.com/Info/4/247/1602.html>